

川越市告示第 561 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により川越都市計画生産緑地地区を変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに川越市に意見書を提出することができる。

令和8年8月18日

川 越 市 長 森 田 初 恵

1 都市計画の種類及び名称

別表のとおり

2 都市計画を変更する土地の区域

ア 追加する土地の区域

別表のとおり

イ 削除する土地の区域

別表のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所

川越市役所都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年8月18日から令和8年9月1日まで

別表

1 種類及び名称	2 都市計画を変更する土地の区域	
	ア 追加する土地の区域	イ 削除する土地の区域
川越都市計画 川越・本庁第31号生産緑地地区	なし	川越市上野田町の一部
川越都市計画 川越・南古谷第18号生産緑地地区	なし	川越市大字木野目字新田の一部
川越都市計画 川越・南古谷第43号生産緑地地区	なし	川越市大字木野目字六角の一部
川越都市計画 川越・高階第20号生産緑地地区	なし	川越市大字砂字中道の一部
川越都市計画 川越・高階第96号生産緑地地区	なし	川越市砂新田1丁目の一部
川越都市計画 川越・高階第118号生産緑地地区	なし	川越市熊野町の一部
川越都市計画 川越・高階第125号生産緑地地区	なし	川越市諏訪町の一部
川越都市計画 川越・福原第14号生産緑地地区	なし	川越市中台2丁目の一部
川越都市計画 川越・霞ヶ関第20号生産緑地地区	なし	川越市大字的場字西下河原の一部
川越都市計画 川越・名細第25号生産緑地地区	なし	川越市大字上戸の一部
川越都市計画 川越・名細第28号生産緑地地区	川越市大字上戸の一部	なし